

宮城県蓄電池産業調査業務 業務委託仕様書（案）

第1 委託業務の名称

宮城県蓄電池産業調査業務

第2 契約期間

契約締結の日から令和7年3月21日まで

第3 業務の目的

蓄電池は、電気自動車等のモビリティの動力源や、太陽光・風力等の再生可能エネルギーの出力調整、5G通信基地局やデータセンター等の重要インフラ施設のバックアップ電源、各種IT機器の電源など、国民生活・経済活動に不可欠な物資として世界市場が急拡大している。我が国においても、経済安全保障及び国内サプライチェーン強化の観点から様々な支援措置が施され、各地で蓄電池及び関連部材の製造にかかる大型投資が進んでいるところである。

本県では、これまで「富県宮城」推進の柱に掲げ取り組みを進めてきた自動車産業及び半導体産業に次いで、産業集積を目指す重要分野として新たに蓄電池産業を検討している。本業務は、国内及び東北地域の蓄電池産業を取り巻く現状や課題の分析を通して、本県における蓄電池産業集積に向けた方向性及び必要な取組を提案することを目的とする。

第4 業務内容

1 内容

国内の蓄電池産業を取り巻く現状や課題、蓄電池産業のサプライチェーン等を分析し、本県における蓄電池産業集積の方向性を示すとともに、誘致活動の強化に資する必要な取組を提示する。

2 仕様

(1) 蓄電池産業に関する調査・分析

国内の車載用・定置用・系統用蓄電池産業の現状と課題について、以下の項目に基づき調査、分析及び整理を行うこと。なお、調査・分析等の内容は、(2)蓄電池産業集積の方向性の提示につながるものとする。

ア 国内の蓄電池産業の現状

イ 国が講じる施策や国内における蓄電池サプライチェーンの構造

ウ 本県及び東北地方における蓄電池関連産業の集積状況、サプライチェーンの構造

エ 本県の蓄電池産業の特徴と課題

オ 再生可能エネルギー発電の変動調整及び電力需要の最適化等に資する蓄電池の必要性

(2) 蓄電池産業集積の方向性の提示

上記(1)の調査・分析等から導き出される、本県における蓄電池産業集積の方向性について提示を行うこと。

以下、想定している内容を例示する。

ア 東北地域産業の特徴から考える本県が取組可能な蓄電池産業領域と方向性

イ GX（グリーントランスフォーメーション）及びSX（サステナビリティトランスフォーメーション）の視点から今後必要とされる工業団地造成の方向性

ウ 蓄電池製造からリサイクルに至るサプライチェーンの強靱化のあり方

エ 蓄電池人材の育成及び産学官連携のあり方

オ 蓄電池産業集積がもたらす本県への経済効果、本県既存産業との連携効果

カ 上記の内容について、今後期待される本県の役割

(3) 誘致活動の強化に資する必要な取組の提示

上記(2)蓄電池産業集積の方向性から導き出される必要な取り組みとして、蓄電池関連産業の立地に求められるインフラ条件、工業団地造成時に期待される蓄電池の取組、今後集積を図るべき企業について提示を行うこと。

(4) 受注者による独自の取組【任意】

上記の目的を達成する上で、本業務の効果等を一層向上させられると考えられる受注者独自の取組を実施するものとする。

(5) 業務実施計画の作成

受注者は契約締結後、速やかに次の事項を発注者に提出するとともに、発注者と協議の上、本業務を実施するものとする。

ア 業務実施計画（業務の実施方法・スケジュールを明らかにするもの。様式任意。）

イ 業務従事者（業務責任者、スタッフの氏名と業務分担を明らかにするもの。様式任意。）

(6) 打ち合わせ等

業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と受注者は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が記録を作成するものとする。

第5 成果品の納入

1 成果物

- (1) 調査等報告書（紙媒体） 2部
- (2) 調査等報告書概要版（A3裏表1枚程度） 2部
- (3) 分析等報告書を保存した電子媒体（CD-R等） 3部

2 提出場所

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県経済商工観光部産業立地推進課

電話：022-211-2734 FAX：022-211-2739

E-mail: sanrituk2@pref.miyagi.lg.jp

第4 成果物の帰属及び秘密保持

1 成果物の帰属

本業務によって得られた成果物に係る受注者に帰属する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は、第三者に帰属するものを除き、発注者に帰属するものとする。また、受注者は、あらかじめ発注者から書面による同意を得た場合を除き、著作者人格権（著作権法第18条から第20条に規定する権利をいう。以下同じ。）を行使しないものとする。

なお、受注者は、成果物に係る第三者に帰属する著作権について、本業務における利用に関し、発注者が無償かつ無期限に利用できるように、当該第三者から利用許諾を得なければならない。

2 秘密の保持

受注者は、本業務により知り得た情報を、本業務履行中及び本業務完了後も本業務に関係のない第三者に漏らしてはならない。

3 個人情報の取り扱いについて

受注者は、個人情報の取り扱いについて、別記個人情報取扱特記事項を守らなければならない。

第5 その他

- 1 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書により難しい事項及び記載されていない事項が生じたときは、発注者と速やかに協議し、その指示に従うこととする。
- 2 本業務において、必要な経費（管理費、交通費、宿泊費、印刷費等）は全て本業務委託の費用に含めることとする。
- 3 受注者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、本業務の一部を第三者に再委託する場合は、事前に発注者の承諾を得ること。